



川和中たより

令和2年9月8日発行



横浜市都筑区富士見が丘21-1

電話 941-1361 / FAX 942-9965

<http://www.edu.city.yokohama.lg.jp/school/jhs/kawawa>



私たちがおこなうべきこと

校長 田原 裕

厳しい残暑の中にも、朝夕は少しずつではありますが秋を感じさせる頃となりました。皆様にはお変わりなくお過ごしのことと拝察いたします。

2週間の夏休みを終え、厳しい暑さの中でも生徒たちはよく授業に集中して取り組んでいます。さまざまな制約がある中で、感心するほど学校生活に適應しようと努力をしています。頭が下がる思いです。しかしその反面、我慢を強いられることも多く、たくさんのストレスを抱え、少し疲れが出てきている様子も見受けられます。そんなときは、「頑張れ」と叱咤激励するばかりでなく、じっくりと想いを聞いてあげることも必要です。子どもたちの支えとなっただけならば幸いに存じます。

私たちはコロナ禍の状況において、いろいろな場面で新しい生活様式を学びつつあります。新型コロナウイルス感染症拡大以前の状態に戻そうとする動きも、ある面では必要かと思いますが、大人の経験だけから、子どもたちにひとつの価値観を押しつけないよう気をつけたいと考えています。

さて、残念なことに社会では、感染者が出た店舗、または高校、大学等に、心ない発言やメッセージが送られているようです。負のスパイラルを断ち切るために、日常私たちはどのようなことを心掛けなければならないのでしょうか。

過日、文部科学省から、新型コロナウイルス感染症に関する差別・偏見の防止に向けて「児童生徒等や学生の皆さんへ」というメッセージを配付いたしました。『子どもは大人の鏡』という言葉があります。もしかすると、そのことをもっと周知徹底しなければならないのは、私たち大人の方かもしれません。

“ピンチはチャンス！”私がよく頭の中で思い起こすことばの一つです。

できないことや制限されていることで諦めてしまうのではなく“この状況で何ができるか”を考えていくことが、私たちが今行うべきことだと思うこの頃です。

今後も、子どもたちの健康と安全を第一に、臨機応変に学校経営を進めてまいります。今学期もよろしくご支援、ご協力をお願い申し上げます。

9月の行事予定について

| 9月 | | |
|----|---|--|
| 1 | 火 | 避難訓練(1・3年) |
| 2 | 水 | 避難訓練(2年) |
| 3 | 木 | 内科検診(10組・3年)体操着販売(15:20) 生徒会役員選挙立候補告示 |
| 4 | 金 | |
| 5 | 土 | |
| 6 | 日 | |
| 7 | 月 | 生徒会役員選挙運動 専門委員会 |
| 8 | 火 | |
| 9 | 水 | |
| 10 | 木 | 代表委員会 |
| 11 | 金 | |
| 12 | 土 | |
| 13 | 日 | |
| 14 | 月 | |
| 15 | 火 | 尿検査提出(全学年) |
| 16 | 水 | 2学期中間テスト(1日目) |
| 17 | 木 | 2学期中間テスト(2日目) |
| 18 | 金 | 2学期中間テスト(3日目) |
| 19 | 土 | |
| 20 | 日 | |
| 21 | 月 | 敬老の日 |
| 22 | 火 | 秋分の日 |
| 23 | 水 | |
| 24 | 木 | |
| 25 | 金 | |
| 26 | 土 | |
| 27 | 日 | |
| 28 | 月 | 内科検診(2・3年) |
| 29 | 火 | 生徒会役員選挙 |
| 30 | 水 | |

【就学援助の申し込みについて】

就学援助の申請は、随時行っております。今年度の最終受付は現在のところ1月末頃を予定しております。

申請をご希望の方、申請についてのご相談やご質問がある方は、事務職員の古賀・藤間までお問い合わせください。

これまでに申請いただいた方へは、審査結果を順次、ご自宅へ送付しておりますのでご確認ください。

【校内相談窓口】

《学校カウンセラー相談》

お子様の学校生活やご家庭での悩みや不安などについて、カウンセラーが相談を受けます。

◇担当 カウンセラー 佐藤 紘代

◇相談日 毎週金曜日 9:00~17:00

(9月は4日・11日・18日)

☎お申し込みは、カウンセラー直通ダイヤル

Tel 941-7075 まで

※日程が合わない場合には、都筑区福祉保健センターでも相談を受けることができます。

☎区子ども・家庭支援相談 Tel 948-2349

平日 8時45分~12時 13時~17時

《スクールソーシャルワーカー相談》

学校生活での困りごとを抱えているお子様、保護者の方を福祉の面から支える専門員への相談を受けてます。

◇担当 スクールソーシャルワーカー 矢木 義子

☎相談を希望される方は、担任又は担当(生徒指導専任教諭 高橋 昭)まで

保護者のみなさまへ

体罰等によらない子育てのために～みんなで育児を支える社会に～

令和元年6月に児童福祉法等改正法が成立し、親権者等は、児童・生徒のしつけに際して、体罰を加えてはならないことが法定化され、令和2年4月から施行されました。体罰等によらない子育てを推進するため、子育て中の保護者の方々に対する支援も含めた社会全体で取り組んでいくことがらです。

厚生労働省の「体罰等によらない子育てをひろげよう」というリーフレットがホームページ上に載っておりますので、ご活用ください。

☎「体罰等によらない子育てをひろげよう」啓発資料

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunva/kodomo/taibatv.html>





◆ 9月1日防災の日 総合防災訓練 ◆

9月1日は「防災の日」です。1923年（大正12年）9月1日に発生した関東大震災を教訓にするため制定された日です。広く国民が台風、高潮、津波、地震等の自然災害について認識を深め、対処する心構えをもつことを目的に、各地で防災訓練が行われています。川和中学校では、9月1日、2日の二日に分け、学年ごとに大地震が起きたことを想定した訓練を行いました。避難経路を確かめながら、真剣な表情で訓練に臨む姿が見られました。

例年であれば、保護者の方がお子さんの引き取りを行う訓練を実施していますが、今年度は感染症対策との両立も考慮し、生徒の避難訓練といたしました。以下に、引き取りの方法、留意点を記しますので、災害時に備え、ご一読ください。また、この機会に、メール登録・緊急時 生徒 引き渡しカードの携帯の再確認も併せてお願いします。

◇引き取りの方法・留意点◇

※大地震の発生(震度5以上)→配信メールや学校 HP で引き渡しを連絡

災害時には連絡が滞ることも考えられます。連絡の有無に関わらず引き取りにお越しく下さい。

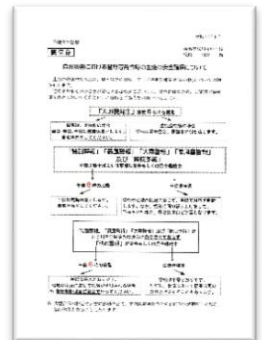
○地震発災後、グランドへ一時避難。その後、安全が確認でき次第、生徒は教室にて待機。保護者の方へは、教室前の廊下にてお子様を引き渡します。

○教室前の廊下にて、引き渡しカードによる担任の確認を受けた後、引き取りをしてください。なお、引き渡しの際は本人確認をするために、身分証明書をご用意ください。(引き渡しカードに名前が書かれていない方への引き渡しはできません。)

○他学年にわたってお子様がいるご家庭は、1年→3年の順に引き取りをしてください。

📍学校 HP 「自然災害における警報等発令時の生徒の安全確保について」

<https://www.edu.city.yokohama.lg.jp/school/jhs/kawawa/index.cfm/1,0,45,html>



* 授業参観について *

年間行事予定でお伝えをしておりました10月15日(木)の授業参観について、現在の感染症の状況から判断し、実施を見送ることとしました。安心してご参観いただける状況になりましたら、機会を設けたいと考えております。ご理解の程、宜しくお願い致します。

なお、引き続き学校だより等で、子どもたちの学校生活の様子はお伝えしてまいります。学校でのお子様の様子について、ご心配なこと等ございましたら、担任までご連絡ください。個別に対応させていただきます。

*** 同日に行う予定の3年生進路説明会につきましては、感染症対策を講じた上で開催する予定です。**

詳細は後日配付のお知らせをご覧ください。



保護者や地域の皆様へ

学校において、児童生徒等の学びを確保するための取組を進めることができているのは、保護者や地域の皆様に感染症対策の取組に御理解と御協力を賜っているからであり、心より感謝申し上げます。

しかし、このような取組を徹底しても学校や家庭、社会において感染するリスクをゼロにすることはできません。誰もが感染する可能性があります。その上、新型コロナウイルス感染症には未だ解明されていない点があり、ワクチンも開発中であることから、この感染症に対する不安をお持ちの方が多くと思います。

私たちは、この感染症と、この感染症がもたらした社会の変化に対して、現時点での科学的な知見や見解に基づいて、正しく向き合うことが必要です。私からは、保護者や地域の皆様に次の二点をお願いいたします。

第一に、感染者に対する差別や偏見、誹謗中傷等を許さないということです。

誰もが感染する可能性があるのですから、感染した児童生徒等や教職員、学校の対応を責めるのではなく、衛生管理を徹底し、更なる感染を防ぐことが大切です。

そして、自分が差別等を行わないことだけでなく、「感染した個人や学校を特定して非難する」「感染者と同じ職場の人や、医療従事者などの家族が感染しているのではないかと疑い悪口を言う」など身の周りに差別等につながる発言や行動があったときには、それに同調せずに、「そんなことはやめよう」と声をあげていただきたい。人々の優しさはウイルスとの闘いの強い武器になります。

感染を責める雰囲気広がると、医療機関での受診が遅れたり、感染を隠したりすることにもつながりかねず、結局は地域での感染の拡大にもつながり得ます。その点からも差別等を防ぐことは必要なことです。

第二に、学校における感染症対策と教育活動の両立に対する御理解と御協力です。

感染症への対応が長期にわたることが想定される中、学校では、感染症対策を講じつつ学校教育ならでの学びを大事にしながら教育活動を進め、子供たちの健やかな学びを最大限保障するための取組を進めていただいているところです。また、大学についても、感染症対策の徹底と、対面による授業の検討も含めた学修機会の確保の両立をお願いしております。

これからの予測困難な時代を生きていく児童生徒等や学生が、必要となる力を身に付けていくことができるよう、学校の教育活動の継続への御理解と御協力をお願いいたします。

新型コロナウイルスのみならず、感染症へ正しく対応するためには、最新の科学的な知見等を知ることが不可欠です。政府として、分かりやすい広報に努めているところですが、保護者や地域の皆様におかれても科学的な知見等を日々の生活に生かしていただきたいと思います。

令和二年八月
文部科学大臣 萩生田 光一